

令和6年度見積合せ実施要領

下記のとおり見積合せを行いますので、参加を希望する方は、必要書類を本要領に従って提出してください。

令和6年5月1日

門真市長 宮本 一孝

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 電磁式量水器購入
- (2) 納入場所 門真市泉町7番23号 門真市環境水道部（泉町浄水場倉庫）
- (3) 納期 契約締結日から令和6年6月28日まで
- (4) 概要 次に掲げる量水器の購入
ア 電磁式水道メーター φ150×1台

2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

本見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件にすべて該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定

による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱(平成18年12月6日施行)又は門真市上下水道事業建設工事等入札参加停止に関する要綱(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱(平成24年6月1日施行)に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 令和6年度の本市の物品の入札参加資格者として「23-e 量水器」で登録している者であること。

3 見積合せ参加の申出

- (1) 本見積合せに参加を希望する者は、見積合せ参加申出書(様式A)及び見積書(様式B)各1部を次のとおり提出しなければなりません。

ア 受付期間及び受付時間

令和6年5月1日(水)から同月20日(月)(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出先

門真市中町1番1号 門真市役所本館 2階
門真市環境水道部経営総務課

ウ 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は3(1)アまでに必着とする。

- (2) 見積合せの参加に必要な書類の交付

見積合せの参加関係書類は本市ホームページの「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付します。

[\(https://www.city.kadoma.osaka.jp/\)](https://www.city.kadoma.osaka.jp/)

ア 交付書類

- (7) 見積合せ参加申出書（様式A）
- (8) 見積書（様式B）
- (9) 質問回答様式（様式C）
- (10) 仕様書

イ 交付期間及び交付時間

3(1)アに同じ

ウ 交付場所

3(1)イに同じ

エ 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合には、令和6年5月1日（水）から同月10日（金）正午までに、質問回答様式（様式C）を電子メールに添付し、sui01@city.kadoma.osaka.jpまで、送信することとし、その他の方法については受付を行いません。

なお、回答は、令和6年5月15日（水）までに本市ホームページに質問者が特定できないようにした上で随時、公表します。

4 見積合せ方法等

ア 見積書は、各口径別に袋綴じ及び割印をし、1つのものとする。

イ 見積合せは各口径別に行い、同一の業者が複数の口径を落札した場合は、複数の口径を一括で契約します。

ウ 最低額の同額見積りが2者以上になった場合、価格交渉を行い、より安価な見積額を提示した業者を契約候補者と決定するものとします。

エ 見積合せ参加者が、1者に満たない場合は見積合せを中止します。

オ 契約金額決定に当たっては、見積書（様式B）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

カ 見積書に記載する金額は、仕様書に「千円止め」等の記載があった場合にお

いても、設計書の「千円止め」等の記載には関係なく積算してください。

5 見積合せ参加資格の確認（契約の相手方の決定）

見積合せ後に見積合わせ参加資格の確認を行うため、最上位の契約候補者に対し、電話連絡を行います。

なお、契約候補者が、見積合せ参加資格を有していないと確認された場合には、次順位者以降について順次同様の確認を行って契約の相手方を決定します。

6 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

- (1) 見積合せ参加申出書を提出していない者のした見積り
- (2) 本見積合せに参加する資格を有しない者のした見積り
- (3) 見積りに際して談合、不正行為等を行ったと認められる見積り
- (4) 所定の日時又は場所に提出しない見積り
- (5) 記名を欠く見積り（見積書が複数枚の場合は、袋綴じ又は割印が必要）
- (6) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不明瞭な見積り
- (7) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な見積り
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積り
- (9) 必要とする書類を添付しない見積り
- (10) 見積合せ参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者のした見積り

7 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 契約の相手方として確認され、通知を受けたときは、速やかに契約締結の申出をしなければなりません。

8 契約保証金

契約の締結に際しては、各項目の契約単価を合計し、その総合計金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

9 支払条件 検収後支払

10 その他

- (1) 見積合せ参加者は、本要領のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。

- (2) 本見積合せに関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。
- (3) 見積合せ行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加措置要件、又は門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

11 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所本館 2階

門真市環境水道部 経営総務課

電話 06 (6902) 5873 F A X 06 (4252) 9750

電子メールアドレス sui01@city.kadoma.osaka.jp